平成 23 年 12 月号

社会保険労務士

杉浦事務所便り

連絡先：〒060－0041
札幌市中央区大通東 2 丁目 8-5　ﾌﾟﾚｼﾞﾃﾞﾝﾄ札幌ﾋﾞﾙ 5 階
電話：011-207-7771　FAX：011-207-7772
ｅ－ｍａｉｌ：　k.sugi@sr-roumu.com
URL　http://www.sr-roumu.com
すぎうらブログ随時更新中！http://ameblo.jp/sr-sugi/

応募者のアルバイト経験を企業はどう判断するか

◆アルバイトに関する調査結果

株式会社インテリジェンスが運営する「an」（求人情報サービス）は、20～40 代の男女を対象として、「就活でアピールできそうなアルバイト」について調査を実施し、その結果を発表しました。この調査では 13,418 人が回答しています。

◆就活で何をアピールするか？

「就職活動の際にアピールできそうなアルバイト」との質問に対する回答ベスト３は次の通りでした。

（１）事務・オフィスワーク系…19.5%
（２）営業系…18.4%
（３）販売系…14.3%

理由としては、１位の「事務・オフィスワーク系」では、PC スキルや書類作成スキルなど仕事での実務に直結した能力を身に付けられるという、就活での経験談が数多くみられました。

２位の「営業系」では、社会人としてのビジネスマナーを学生のうちから身に付けられることにメリットを感じる意見が多くみられました。

◆明確な「採用方針」が重要

採用企業側としては、アルバイト経験なども含め、筆記試験・面接などを通じて応募者の様々な側面を見ていく必要があります。

しかし、採用活動を始める前に重要なことは、「自社がどのような会社なのか？」「自社はどのような方針の下に経営を行っているのか？」を改めて確認し、そして「自社にとってふさわしい人材」「自社の戦力になる人材」「自社が求めている人材」がどのような人なのかを明確にしておくことです。

そのような方針もなしに闇雲に採用活動を続けてもうまくいかないでしょう。

雇用・労働をめぐる最近の裁判例

◆「雇止め」をめぐる裁判例

地方自治体の非常勤職員だった女性（55 歳）が、長年勤務していたにもかかわらず、一方的に雇止めをされたのは不当であるとして、自治体を相手取り地位確認や慰謝料（900 万円）の支払いなどを東京地裁に求めていました。

同地裁は、「任用を突然打ち切り、女性の期待を裏切ったものである」として慰謝料（150 万円）の支払いを認めましたが、地位確認については認めませんでした。

この女性は、主にレセプトの点検業務を行っており、１年ごとの再任用の繰り返しにより約 21 年間勤務していたそうです。（11 月 9 日判決）

◆「過労死」をめぐる裁判例

外資系携帯電話端末会社の日本法人に勤務し、地方の事務所長を務めていた男性（当時 56 歳）が、接待の最中にくも膜下出血で倒れて死亡した事案で、男性の妻が「夫が死亡したのは過労が原因である」として、労災と認めず遺族補償年金を支給しなかった労働基準監督署の処分を取り消すよう大阪地裁に求めていました。

同地裁は、会社での会議後に行われた取引先の接待について「技術的な議論が交わされており業務の延長であった」と判断し、男性の過労死を認めました。

この男性は、お酒が飲めなかったにもかかわらず、週５回程度の接待（会社が費用を負担）に参加していたそうです。（10 月 26 日判決）

◆「震災口実の解雇」をめぐる労働審判申立て

仙台市の複合娯楽施設２店舗で働いていたアルバイトの男女（11 人）が、「東日本大震災」を口実とした解雇は無効であるとして、施設の運営会社を相手に地位確認などを求めて労働審判を申し立てました。

同社から解雇されたのは今回申立てを行った計 11 人を含め 568 人もおり、約 100 人が同様の申立てを検討しているとのことです。

アルバイト側の代理人弁護士は「震災を口実とした便乗解雇であり、許されない」とコメントしており、今後の審判の行方が注目されます。（10 月 25 日申立て）

「個人賠償責任保険」に加入していますか？

◆日常生活で思わぬことが…

日々の暮らしの中で、思わぬ形で人にケガをさせたり、物を壊してしまったりした場合に、「個人賠償責任保険」に加入していれば、保険金により相手方に与えた損害を賠償することができます。

以下では、主な補償の例や加入時の注意点をまとめました。

◆補償の対象となるケースは？

この保険の補償の対象となる主なケースとしては、以下のようなものが挙げられます。

・自転車で人をはねケガをさせた
・子どもが友達と喧嘩をしてケガをさせた
・飼い犬が通行人に噛みついた
・マンションで階下に水漏れを起こした
・買物中の店で高価な商品を壊した

上記のような過失による事故は補償の対象となりますが、同居の親族に対する損害賠償や他人から借りた物を壊した場合の損害賠償、故意に起こした事故などは対象外です。

また、通勤途中の事故はカバーされますが、仕事中の事故はカバーされません。

◆「個人賠償責任保険」の特徴

この「個人賠償責任保険」は、契約者本人だけでなく、配偶者や同居の親族、1 人暮らしの学生など生計を同じくする別居の未婚の子もカバーできるのが特徴です。

加入方法は、損害保険会社の販売する「自動車保険」「火災保険」「傷害保険」のいずれかに加入したうえで、特約として上乗せを行うのが一般的なようです。

◆加入時のチェックポイント

チェックポイントとして、以下のことが挙げられます。

（１）示談交渉代行サービスが付いているか
（２）重複契約になっていないか
（３）自動車の売却や引越しなどで保険が途切れていないか
（４）海外で賠償責任を負った場合でも補償されるか

特約の保険料は、最大保険金額 1 億円（または無制限）であっても、年額 1,000 円～2,000 円程度で済むようです。

どうなる？「専業主婦」の年金制度見直し

◆2012 年にも見直しを実施

厚生労働省は、2012 年にも専業主婦の年金制度を見直す方針を示しています。

具体的には、会社員の厚生年金と公務員の共済年金に関して、夫の保険料の半額を妻が負担したとみなし、夫と妻で年金を２等分して給付します。

ただ、夫婦合算の保険料負担や年金受取額は変わらないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担することは変わらないようです。

◆「不公平」との批判に対応

会社員や公務員を夫に持つ専業主婦は「第３号被保険者」と呼ばれ、保険料を支払わなくても基礎年金を受け取ることができます。このため、保険料を支払っている自営業者の妻などから「不公平だ」との批判を受けています。

今回の見直し案は、婚姻期間中に夫が支払った保険料は夫婦が一緒に支払ったとみなし、主婦も保険料を納付したと位置付けることで不公平感を和らげるのがねらいで、他にも主婦に別途の保険料負担を求める、夫が追加で保険料を支払うなどの案も出ています。

◆加入者全体で専業主婦の分を負担

専業主婦が基礎年金を受け取ることができるのは、夫の他に、働く女性や単身者など厚生年金加入者全体で専業主婦の分を負担しているためです。

今回の見直し案では、負担と給付の総額を変えないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担する実態は変わらないようです。

◆遺族年金はどうなるか

現行制度においては、妻は夫が死亡した場合に「遺族年金」を受け取ることができますが、見直し案の導入後は自分の分だけしか受け取れなくなり、給付額は夫が生きていた場合の 50%になってしまうそうです。

夫は妻の分の保険料を支払っていますが、妻が先に死亡した場合、給付額は自分の分だけになり、実質的に減ってしまう可能性があります。